



栃木県公報

平成25年
6月14日(金)
第2487号

目次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 531
- 保安林の解除..... 531
- 道路の区域の変更..... 532
- 道路の供用開始..... 532
- 廃川敷地..... 532

公 告

- 特別保護地区の指定予定..... 533
- 公聴会の開催..... 539
- 平成25年度栃木県立衛生福祉大学校入学試験の実施..... 540
- 平成25年度栃木県県南高等看護専門学院入学試験の実施..... 545
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 548
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 548

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の名称の変更..... 548

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 548
- 入札公告..... 550

告 示

栃木県告示第三百七十一号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年年度分の補助金等から適用する。

平成二十五年六月十四日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部工業振興課の款に次のように加える。

<p>伝統工芸品 産業異業種 コラボレ ーション事業 費補助金</p>	<p>伝統工芸品を用いた商品の開発を支援することにより、伝統工芸品の需要の創出及び普及を図る。</p>	<p>栃木県伝統工芸品を製造する者及びこれと異なる分野の製造業者（県内に事業所を有するものに限る。）等により構成される団体であつて知事が適当と認めるもの（以下この項において「認定グループ」という。）が、伝統工芸品産業異業種コラボレーション事業実施要領（平成二十五年六月七日制定）に基づき行う新商品の開発活動に要する経費</p>	<p>当該経費の二分の一以内。ただし、知事が別に定める額を限度とする。</p>	<p>認定グループ</p>
---	---	---	---	---------------

(工業振興課)

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次の森林について、保安林の指定を解除する。

平成25年6月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
佐野市長谷場町字穴沢711-4、711-6
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(森林整備課)

栃木県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年6月14日から同年7月16日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月14日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 矢板那珂川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
319	前	那須郡那珂川町健武2400-2 から 那須郡那珂川町健武3577-1 まで	6.3 ~ 25.2	769.0	
	後	那須郡那珂川町健武2400-2 から 那須郡那珂川町健武3577-1 まで	12.6 ~ 58.8	769.0	

栃木県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年6月14日から同年7月16日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月14日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
54	主 要 地 方 道 明野間々田線	小山市大字東黒田字呉竹234-5 から 小山市大字西黒田字九八幡399-2 まで	平成25年6月14日
220	一 般 県 道 大久保蒲須坂線	塩谷郡塩谷町大字肘内617-6 から 塩谷郡塩谷町大字肘内615-2 まで	平成25年6月14日

(道路保全課)

栃木県告示第375号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり公示する。

関係図面は、栃木県県土整備部河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年6月14日

栃木県知事 福田 富一

- 1 河川の名称
那珂川水系一級河川金精川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成25年6月14日
- 3 廃川敷地等の位置
矢板市上伊佐野字一本木385番1地先から
矢板市上伊佐野字一本木388番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 780.09㎡

(河川課)

公 告

○特別保護地区の指定予定

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案を、栃木県環境森林部自然環境課及び栃木県西環境森林事務所において、平成25年6月14日から同月28日まで一般の縦覧に供するので、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成25年6月14日

栃木県知事 福田 富一

特別保護地区の名称	特別保護地区の区域及び面積	特別保護地区の存続期間	特別保護地区の保護に関する指針の案
切込刈込湖 特別保護地区	1 区域 国有林日光森林管理署1092林班ロ ₂ 小班、1097林班ろ、は、に ₁ 、に ₂ 、ほ、へ、と、り、イ ₁ 、イ ₂ 、ロ小班、1098林班いからは、イ ₁ からロ小班の一円の区域 2 面積 552ヘクタール	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	1 県指定特別保護地区の指定区分大規模生息地の保護区 2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から日光市足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。 特に、当該鳥獣保護区の中でも、切込湖及び刈込湖とその周辺の区域は、オオシラビソ、コメツガ等を中心とした天然林等の多様な自然が多く残されていることから、ニホンカモシカなどの大型獣類や、ウグイス、センダイムシクイなどの森林性

			<p>の鳥類が数多く生息し、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
<p>湯ノ湖 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1065林班は1、は2、に、ほ小班の一円の区域</p> <p>2 面積 72ヘクタール</p>	<p>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分大規模生息地の保護区</p> <p>2 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から日光市足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温带落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、湯ノ湖とその周辺の地域は、シラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、マガモ、キンクロハジロなどの水鳥類や、コマドリ、コルリなどの森林性の鳥類が数多く生息しており、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化</p>

			<p>に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
<p>前 白 根 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署 1041 林班、1042 林班、1043 林班、1091 林班い₁、い₂、ろ、は、ロ₁、ロ₂ 小班の一円の区域</p> <p>2 面積 817ヘクタール</p>	<p>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から日光市足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、前白根の区域は、シラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、コマドリ、コルリなどの森林性の鳥類が数多く生息し、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のた</p>

			<p>めの見回りを実施する</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
<p>戦場ヶ原 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1052林班ほ、イ小班、1054林班、1061林班イ小班、1102林班る₂、か、二₂小班、1103林班イ、ハ₂、ハ₄小班の一円の区域</p> <p>2 面積 331ヘクタール</p>	<p>平成25年11月1日から 平成35年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から日光市足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、戦場ヶ原の区域は、戦場ヶ原・小田代原湿原を中心とし、地形は高層湿原、河川、森林と変化に富んでいる。マガモなどの水鳥類、クマタカ、イヌワシなどの猛禽類、コマドリ、コルリ等の森林性の鳥類が数多く生息し、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥類が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられて</p>

			<p>いる防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
<p>西ノ湖 特別保護地区</p>	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1001林班、1002林班い小班、1012林班い小班、1013林班い₁、い₂小班の一円の区域 2 面積 107ヘクタール</p>	<p>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の保護区 2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から日光市足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。 特に、当該鳥獣保護区の中でも、西ノ湖とその周辺の区域は、シラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、マガモ、キンクロハジロなどの水鳥類、アカゲラ、コマドリなどの森林性の鳥類が数多く生息し、ツキノワグマが採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。 このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。 3 管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>

中 禅 寺 特別保護地区	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1115林班、1116林班は小班、1117林班、1118林班、1119林班、1120林班、1121林班、1122林班ほ、へ、と小班の一円の区域</p> <p>2 面積 689ヘクタール</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から日光市足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、中禅寺湖南側の区域は、コメツガ、ブナ、ミズナラ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、クマタカやツキノワグマが採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
庚 申 山 特別保護地区	<p>1 区域 国有林日光森林管理署255林班ほ小班、256林班た小班、263林班よ、た、れ、そ₁、そ₂、そ₃、つ、ハ₃小班及び日光市足尾町木</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から日光市足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯</p>

	<p>ノ面5494番地の一円の区域</p> <p>2 面積 870ヘクタール</p>	<p>等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、庚申山とその周辺区域では、シラビソ、コメツガ、ブナを中心とした天然林等、多様な自然が多く残されていることから、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの獣類や、クマタカ、ノスリ等の猛禽類が採食、繁殖を行う等、大型哺乳類や猛禽類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
--	--	---

○公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により公聴会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年栃木県規則第60号）第15条第1項の規定により公示する。

平成25年 6 月14日

栃木県知事 福 田 富 一

日 時	場 所	案 件
-----	-----	-----

平成25年7月11日 午後2時	日光市瀬川51-8 栃木県今市健康福祉センター 3階大会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 日光鳥獣保護区切込刈込湖特別保護地区の指定について 2 日光鳥獣保護区湯ノ湖特別保護地区の指定について 3 日光鳥獣保護区前白根特別保護地区の指定について 4 日光鳥獣保護区戦場ヶ原特別保護地区の指定について 5 日光鳥獣保護区西ノ湖特別保護地区の指定について 6 日光鳥獣保護区中禅寺特別保護地区の指定について 7 日光鳥獣保護区庚申山特別保護地区の指定について
--------------------	--------------------------------------	--

(自然環境課)

○平成25年度栃木県立衛生福祉大学校入学試験の実施

栃木県立衛生福祉大学校の一般入学試験及び推薦入学試験を次のとおり実施するので、栃木県立衛生福祉大学校規則（昭和59年栃木県規則第15号）第7条第4項の規定により公告する。

平成25年6月14日

栃木県知事 福田 富一

1 募集人員、修業年限及び受験資格

学 部 学 科		募集人員	修業年限	受 験 資 格	
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科	30 人	1 年	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号に定める看護師国家試験の受験資格を有する者（平成26年3月までに同国家試験の受験資格を有することとなる者を含む。）	
	看護学科本科	80	3	学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に定める大学入学資格を有する者（平成26年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。以下同じ。）	
	看護学科 専 科	日間課程	40	2	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健師助産師看護師法第8条に定める准看護師の免許を有する者で、3年以上当該免許に係る業務に従事した者 2 学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者で、保健師助産師看護師法第8条に定める准看護師の免許を有する者（免許取得見込みの者を含む。）
		夜間課程	40	3	
歯 科 技 術 学 部	歯科衛生学科	30	3	学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者	
	歯科技工学科	15	2		
臨 床 検 査 学 部	臨床検査学科	20	3	学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者	

(注) 募集人員は、一般入学及び推薦入学の合計人数である。

2 一般入学試験

(1) 出願手続

次の書類を栃木県立衛生福祉大学校に提出すること。

- ア 入学願書（本校所定の様式による。）
- イ 履歴書（ 同 上 ）
- ウ 資格証明書等

学 部 学 科		資 格 証 明 書 等
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科	1 看護師国家試験の受験資格を有することを証する書類（看護師学校養成所の卒業証明書又は卒業見込証明書その他受験資格を有することを証する書類） 2 看護師学校養成所の成績証明書
	看護学科本科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 高等学校又は中等教育学校の調査書
	看護学科専科	1 受験資格1に該当する者 (1) 准看護師の免許証の写し (2) 施設長の発行する就業証明書 (3) 准看護師学校養成所の成績証明書 2 受験資格2に該当する者 (1) 高等学校衛生看護科卒業者（平成26年3月卒業見込みの者を含む。）は卒業証明書（卒業見込みの者を除く。）、調査書及び准看護師の免許証の写し（免許取得見込みの者は取得後提出） (2) 上記以外の者 ア 准看護師の免許証の写し（免許取得見込みの者は取得後提出） イ 大学入学資格を有することを証する書類 ウ 准看護師学校養成所の成績証明書
歯 科 技 術 学 部	歯科衛生学科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 高等学校又は中等教育学校の調査書
	歯科技工学科	
臨 床 検 査 学 部	臨床検査学科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 高等学校又は中等教育学校の調査書

- エ 受験票（本校所定の様式による。）
- オ 写真 2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの）
- カ 入学試験料
4,400円（入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。）
- キ 受験票交付用封筒（本校所定の封筒又は長形3号封筒（縦235mm、横120mm）による。）
住所、氏名及び郵便番号を記入し、240円分の切手を貼ること。

※ 入学願書請求方法

郵送を希望する場合は、240円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒（縦332mm、横240mm）に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封の上、(3)願書の受付場所へ請求すること。

なお、本校のホームページから入学願書等をダウンロードできる。この場合、「入学願書」と「履歴書」は両面印刷をすること。

[栃木県立衛生福祉大学校](http://www.eifuku.pref.tochigi.lg.jp/) [検索](#)

(<http://www.eifuku.pref.tochigi.lg.jp/>)

(2) 願書の受付期間

学 部 学 科		受 付 期 間		備 考
		開 始	終 了	
保健看護学部	保健学科	平成25年 11月26日(火)	平成25年 12月4日(水)	土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9時から正午まで及び午後1時から 午後5時まで受け付ける。 ただし、郵送による場合は書留郵 便とし、受付最終日の消印があるも のまで受け付ける。
	看護学科本科			
	看護学科専科			
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成25年 12月11日(水)	平成25年 12月25日(水)	
	歯科技工学科			
臨床検査学部	臨床検査学科	平成25年 12月11日(水)	平成25年 12月19日(木)	

(3) 願書の受付場所

〒320-0834 宇都宮市陽南4丁目2番1号

栃木県立衛生福祉大学校学生課 電話 028(645)9227

(4) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(5) 試験期日

学 部 学 科		第 一 次 試 験		第二次試験
		筆 記	面 接	面 接
保健看護学部	保健学科	平成26年1月10日(金)		平成26年2月3日(月)
	看護学科本科	平成26年1月8日(水)		平成26年1月30日(木)
	看護学科専科	平成26年1月9日(木)		平成26年1月31日(金)
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成26年1月23日(木)	平成26年1月23日(木)	
	歯科技工学科	平成26年1月22日(水) (実技試験を含む。)	平成26年1月22日(水)	
臨床検査学部	臨床検査学科	平成26年1月21日(火)		平成26年2月13日(木)

(注) 第二次試験は、第一次試験合格者のみ実施する。

(6) 試験場所

宇都宮市陽南4丁目2番1号

栃木県立衛生福祉大学校

(7) 試験方法

学 部 学 科		第 一 次 試 験			第二次試験
		筆 記 試 験 科 目	試験時間	配 点	
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科	1 小論文	60分	100点	面接 (第一次試 験合格者)
		2 看護学	60分	100点	
	看 護 学 科 本 科	1 国語 [国語総合(古文・漢文を除く。)]	50分	100点	面接 (第一次試 験合格者)
	2 数学 [数学I・数学A]	50分	100点		
	3 外国語 [英語I・英語II]	50分	100点		
	看 護 学 科 専 科	1 国語	50分	100点	面接 (第一次試 験合格者)
		2 数学	50分	100点	

歯科技術学部	歯科衛生学科	1 国語 [国語総合 (古文・漢文を除く。)] 2 外国語 [英語 I]	50分 50分	100点 100点	面接
	歯科技工学科	1 国語 [国語総合 (古文・漢文を除く。)] 2 数学 [数学 I (図形と計量を除く。)] 3 実技試験 = 簡単な石膏彫刻	50分 50分 30分	100点 100点 100点	面接
臨床検査学部	臨床検査学科	1 数学 [数学 I・数学 II] 2 理科 [物理 I、化学 I、生物 I のいずれか 2 科目選択] 3 外国語 [英語 I・英語 II]	60分 100分 60分	100点 200点 100点	面接 (第一次試験合格者)

(8) 合格発表

発表日及び発表方法

学 部	学 科	第 一 次 試 験	第 二 次 試 験	発 表 方 法
保健看護学部	保健学科	平成26年 1月24日 (金)	平成26年 2月13日 (木)	栃木県立衛生福祉大学校正門掲示板に午前9時に受験者の合格番号を掲示するほか、合格者に通知する。 なお、合格番号は本校のホームページにも掲載する。
	看護学科本科			
	看護学科専科			
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成26年 2月4日 (火)		
	歯科技工学科			
臨床検査学部	臨床検査学科	平成26年 2月5日 (水)	平成26年 2月25日 (火)	

(注) 歯科技術学部は、第一次試験合格が入学試験合格となる。

(9) 試験結果の簡易開示

一般入学試験の筆記試験の科目別得点については、口頭で開示請求をすることができる。受験者本人が受験票を持参の上、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までに栃木県立衛生福祉大学にて開示請求をすること。

試 験	開 示 請 求 可 能 な 人	開 示 期 間
第一次試験	保健看護学部不合格者	第一次試験合格者発表の日から1か月間
	歯科技術学部受験者	
	臨床検査学部不合格者	
第二次試験	受験者	最終試験合格者発表の日から1か月間

3 推薦入学試験

推薦入学試験を実施する学科は、保健看護学部看護学科本科・看護学科専科 (昼間課程)、歯科技術学部歯科衛生学科・歯科技工学科とする。

(1) 出願資格

学 部	学 科	出 願 資 格
保健看護学部	看護学科本科	栃木県内に所在する高等学校又は中等教育学校を平成26年3月までに卒業する見込みの者で、当該学校長の推薦を得た者
	看護学科専科 (昼間課程)	栃木県内に所在する准看護師学校養成所を平成26年3月までに卒業する見込みの者 (学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者に限る。) で、当該准看護師学校養成所長の推薦を得た者

歯科技術学部	歯科衛生学科	栃木県内に所在する高等学校又は中等教育学校を平成26年3月までに卒業する見込みの者で、当該学校長の推薦を得た者
	歯科技工学科	

(2) 出願手続

次の書類を栃木県立衛生福祉大学校に提出すること。

ア 入学願書（本校所定の用紙による。）

イ 履歴書（ 同 上 ）

ウ 調査書等

(ア) 高等学校長又は中等教育学校長推薦の者にあつては、学校の調査書

(イ) 准看護師学校養成所長推薦の者にあつては、准看護師学校養成所の成績証明書及び高等学校の卒業証明書（高等学校卒業見込みの者は卒業見込証明書）又は学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者であることを証明する書類

エ 推薦書（本校所定の用紙による。）

オ 准看護師免許証の写し（免許取得後提出）

ただし、看護学科専科（昼間課程）を受験する者のみ。

カ 受験票（本校所定の用紙による。）

キ 写真 2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの）

ク 入学試験料

4,400円（入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。）

ケ 受験票交付用封筒（本校所定の封筒による。）

住所、氏名及び郵便番号を記入し、240円分の切手を貼ること。

※ 入学願書請求方法

郵送を希望する場合は、240円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒（縦332mm、横240mm）に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封の上、(4)願書の受付場所へ請求すること。

(3) 願書の受付期間

平成25年9月24日（火）から同月30日（月）までとし、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(4) 願書の受付場所

〒320-0834 宇都宮市陽南4丁目2番1号

栃木県立衛生福祉大学校学生課 電話 028(645)9227

(5) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(6) 試験期日、試験場所及び試験方法

学 部	学 科	試 験 期 日	試 験 場 所	試 験 方 法
保健看護学部	看護学科本科	平成25年10月16日（水）	宇都宮市陽南4丁目2番1号 栃木県立衛生福祉大学校	小論文及び面接
	看護学科専科（昼間課程）	平成25年10月23日（水）		
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成25年10月18日（金）		小論文、面接及び簡単な石膏彫刻
	歯科技工学科	平成25年10月17日（木）		

(7) 合格発表

発表日及び発表方法

学 部	学 科	発 表 期 日	発 表 方 法
-----	-----	---------	---------

保健看護学部	看護学科本科	平成25年11月7日(木)	合格者には、推薦した学校長及び准看護師学校養成所長を通じて、本人に文書で通知する。
	看護学科専科(昼間課程)	平成25年11月13日(水)	
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成25年11月7日(木)	
	歯科技工学科		

※ 推薦入学試験で不合格となった者は、一般入学試験に応募することができる。

4 入学料及び授業料(平成26年度)

学 部	学 科	入 学 料	授 業 料 (年 額)	
保健看護学部	保健学科	10,000円	212,400円	
	看護学科本科	10,000円	212,400円	
	看護学科 専科	昼間課程	10,000円	212,400円
		夜間課程	5,000円	106,200円
歯科技術学部	歯科衛生学科	10,000円	212,400円	
	歯科技工学科	16,000円	424,800円	
臨床検査学部	臨床検査学科	16,000円	424,800円	

5 卒業後の資格の取得

学 部	学 科	資 格 免 許
保健看護学部	保健学科	保健師国家試験の受験資格が得られる。 なお、保健師国家試験に合格し、保健師免許取得後、申請により衛生管理者免許が得られる。
	看護学科	看護師国家試験の受験資格及び保健師・助産師学校養成所の受験資格が得られる。
歯科技術学部	歯科衛生学科	歯科衛生士国家試験の受験資格が得られる。
	歯科技工学科	歯科技工士国家試験の受験資格が得られる。
臨床検査学部	臨床検査学科	臨床検査技師国家試験の受験資格が得られる。

○平成25年度栃木県県南高等看護専門学院入学試験の実施

栃木県県南高等看護専門学院の一般入学試験及び推薦入学試験を次のとおり実施するので、栃木県県南高等看護専門学院学則(昭和50年栃木県規則第72号)第7条第4項の規定により公告する。

平成25年6月14日

栃木県知事 福田 富一

1 募集人員、修業年限及び受験資格

(1) 募集人員

看護学科本科 40名(一般入試及び推薦入試の合計人数)

(2) 修業年限

3年

(3) 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に定める大学入学資格を有する者(平成26年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。)

2 一般入学試験

(1) 出願手続

次の書類を栃木県県南高等看護専門学院に提出すること。

- ア 入学願書（本院所定の様式による。）
- イ 履歴書（ 同 上 ）
- ウ 資格証明書等
 - (ア) 大学入学資格を有することを証する書類
 - (イ) 高等学校又は中等教育学校の調査書
- エ 受験票（本院所定の様式による。）
- オ 写真 2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの）
- カ 入学試験料
 - 4,400円（入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。）
- キ 受験票交付用封筒（本院所定の封筒又は長形3号封筒（縦235mm、横120mm）による。）
 - 住所、氏名及び郵便番号を記入し、240円分の切手を貼ること。

※ 入学願書請求方法

郵送を希望する場合は、200円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒（縦332mm、横240mm）に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封の上、(3)願書の受付場所へ請求すること。

なお、本院のホームページから入学願書等をダウンロードできる。この場合、「入学願書」と「履歴書」は両面印刷をすること。

[県南高等看護専門学院](http://www.pref.tochigi.lg.jp/e62/index.html) [検索](#)

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e62/index.html>)

(2) 願書の受付期間

平成25年11月26日（火）から同年12月4日（水）までとし、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(3) 願書の受付場所

〒328-0007 栃木市大塚町1258番地4
栃木県県南高等看護専門学院総務課 電話 0282(27)7888

(4) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(5) 試験期日

- ア 第一次試験 平成26年1月8日（水）
 - イ 第二次試験 平成26年1月30日（木）
- （注）第二次試験は、第一次試験合格者のみ実施する。

(6) 試験場所

栃木市大塚町1258番地4
栃木県県南高等看護専門学院

(7) 試験方法

- ア 第一次試験 筆記試験

試 験 科 目	試験時間	配 点
1 国語 [国語総合 (古文・漢文を除く。)]	50分	100点
2 数学 [数学Ⅰ・数学A]	50分	100点
3 外国語 [英語Ⅰ・英語Ⅱ]	50分	100点

- イ 第二次試験 面接試験

(8) 合格発表

- ア 第一次試験 平成26年1月24日（金）
- イ 第二次試験 平成26年2月12日（水）

なお、第一次試験及び第二次試験の合格発表については、それぞれ午前9時に栃木県県南高等看護専

門学院学生玄関（学院東側）に受験者の合格番号を掲示するほか、合格者に通知する。合格番号は、本院のホームページにも掲載する。

(9) 試験結果の簡易開示

一般入学試験の筆記試験の科目別得点については、口頭で開示請求することができる。受験者本人が受験票を持参の上、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までに栃木県県南高等看護専門学院にて開示請求をすること。

開 示 請 求 で き る 人	開 示 期 間
第一次試験不合格者	第一次合格者発表の日から1か月間
第二次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間

3 推薦入学試験

(1) 出願資格

栃木県内に所在する高等学校又は中等教育学校を平成26年3月までに卒業する見込みの者で、当該学校長の推薦を得た者

(2) 出願手続

次の書類を栃木県県南高等看護専門学院に提出すること。

ア 入学願書（本院所定の用紙による。）

イ 履歴書（ 同 上 ）

ウ 高等学校又は中等教育学校の調査書

エ 推薦書（本院所定の用紙による。）

オ 受験票（ 同 上 ）

カ 写真 2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの）

キ 入学試験料

4,400円（入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。）

ク 受験票交付用封筒（本院所定の封筒による。）

住所、氏名及び郵便番号を記入し、240円分の切手を貼ること。

※ 入学願書請求方法

郵送を希望する場合は、200円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒（縦332mm、横240mm）に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封の上、(4)願書の受付場所へ請求すること。

(3) 願書の受付期間

平成25年9月24日（火）から同月30日（月）までとし、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(4) 願書の受付場所

〒328-0007 栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院総務課 電話 0282(27)7888

(5) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(6) 試験期日

平成25年10月16日（水）

(7) 試験場所

栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院

(8) 試験方法

小論文及び面接試験

(9) 合格発表

平成25年11月7日（木）

合格者には、推薦した高等学校長又は中等教育学校長を通じて、本人に文書で通知する。

※ 推薦入学試験で不合格となった者は、一般入学試験に応募することができる。

4 入学料及び授業料（平成26年度）

(1) 入学料 10,000円

(2) 授業料（年額） 212,400円

5 卒業後の資格の取得

看護師国家試験の受験資格及び保健師・助産師学校養成所の受験資格が得られる。

(保健福祉課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成25年5月31日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（新小山市民病院地区）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年6月14日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年5月31日に変更した、小山栃木都市計画地区計画（雨ヶ谷地区）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年6月14日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり施設の名称の変更があったので告示する。

平成25年6月14日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒夫

施設 の 名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
独立行政法人国立病院機構 栃木病院	独立行政法人国立病院機構 栃木医療センター	宇都宮市中戸祭1-10-37

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年6月14日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 新情報通信ネットワークシステム機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 栃木県警察本部及び各警察署等

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年8月7日から同月9日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県警察本部警務部情報管理課電算企画係 電話028-621-0110（内線2433）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成25年6月14日から同年8月7日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成25年8月7日午後5時 (1)の場所に持参又は郵送すること。
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 開札の日時及び場所 平成25年8月9日午前11時 栃木県警察本部庁舎2階入札室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に警察本部警務部情報管理課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器一式仕様書に基づき作成した仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 審査
ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部情報管理課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器一式仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Apparatuses for New Information and Communication Network System, 1set
- (2) Time and Date of bidding:
5:00 p.m., August 7, 2013
- (3) Information is available at:
Computing and Planning Section,
Information Management Division, Department of Police Administration Tochigi Police Headquarters
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110 (extension2433)
(警察本部会計課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年6月14日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 県議会広報紙「県議会とちぎ第108号」新聞折り込み業務
- (2) 業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成25年8月31日まで
- (4) 履行場所 栃木県議会事務局の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、広告の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年6月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県議会事務局政策調査課 電話028-623-3772
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成25年6月26日午後1時30分 栃木県議会議事堂4階第5委員会室
- (3) その他 入札説明書は、平成25年6月14日から同月25日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(議会事務局政策調査課)